

制度の改正について

納税の便宜性の観点から、個人住民税年金特別徴収について、次のとおり改正されました。
平成28年10月以後に実施する年金特別徴収から適用されます。

<改正点> 仮徴収税額の算定方法の見直し(仮徴収税額の平準化)

個人住民税の公的年金からの特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額(4・6・8月)が、前年度分の公的年金等の所得にかかる個人住民税の2分の1に相当する額となります。

◆今年度から特別徴収が始まる場合・前年度途中で特別徴収が停止し今年度再開する場合

	納付書で納める・口座振替 (普通徴収)		年金からの天引き (特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
改正前	4分の1	4分の1	6分の1	6分の1	6分の1
改正後	改正なし		改正なし		

※「税額」の割合については、年金特別徴収税額に対して「〇分の1」と表記してあります。

◆前年度が特別徴収だった2年目以降の場合

	年金からの天引き(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
改正前	前年度2月と同額			(当該年度の年税額－仮徴収税額)÷3		
改正後	(前年度年金特別徴収年税額÷2)÷3			(当該年度の年税額－仮徴収税額)÷3		

<例>

65歳以上の夫婦世帯

(夫の個人住民税額＝60,000円(所得割額:54,000円、均等割6,000円)、妻は非課税の場合)

※平成29年度のみ、医療費控除により年税額が減少。

年度	年税額	【改正前】		【改正後】	
		仮徴収税額(月額) (4・6・8月)	本徴収税額(月額) (10・12・2)	仮徴収税額(月額) (4・6・8月)	本徴収税額(月額) (10・12・2)
28	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
29	36,000円	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
30	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
31	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

【改正前】・・・一度生じた不均衡が平準化しない。

【改正後】・・・年税額が2年連続で同額の場合、平準化します。

※これまで、何らかの理由で年税額が変更になった場合、翌年度以降の仮徴収税額と本徴収税額の差が大きくなっていました。

今回の改正により、上図のとおり、仮徴収税額と本徴収税額との差が縮小することとなります。